

# 介護予防・日常生活支援総合事業の指定申請について

## 1. 指定の手続き

総合事業は、市町村ごとに指定が必要

神戸市外の利用者がある場合は、利用者の住所地の市町村に指定申請が必要

	みなし指定の有無	総合事業指定申請の必要性	
		介護予防訪問サービス 介護予防通所サービス	生活支援訪問サービス
平成 27 年 3 月 31 日までに指定を受けた事業者	有 (H30.3.31 まで)	H29. 4. 1～ の新規申請不要 (H30. 4. 1～ の更新申請要)	H29. 4. 1～ の新規申請要
平成 27 年 4 月 1 日以降に指定を受けた事業者	無	H29. 4. 1～ の新規申請要	H29. 4. 1～ の新規申請要

## 2. 指定期間

6 年

\*ただし、「訪問介護」または「通所介護」の指定を受けている場合、総合事業の指定有効期間の満了日を「訪問介護」または「通所介護」の指定有効期間の満了日まで

\*みなし指定は、平成 30 年 3 月 31 日まで

## 3. 定款、運営規程、重要事項説明書、契約書について

総合事業への移行により、サービス名及び引用する条文が変更となるため変更が必要

(事業所から市への変更届は不要)

### (1) 定款

H29. 4. 1～H30. 3. 31 は介護予防と総合事業が並存

例) 介護予防通所介護と

介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業

介護保険法に基づく第 1 号事業

介護保険法に基づく第 1 号通所（訪問）事業 等

\*介護予防訪問サービス・介護予防通所サービスについては、下記の記載に含まれる。

老人福祉法に基づく老人居宅介護等事業 ……介護予防訪問サービスが含まれる

老人福祉法に基づく老人デイサービス事業 ……介護予防通所サービスが含まれる

《注意》総合事業への移行は平成 30 年 3 月 31 日までに漸次行われるので、完全に移行するまで「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」も必要

H30. 4. 1～は、介護予防通所介護はなくなるので記載不要

(2) 運営規程について

総合事業のサービスを記載

(3) 重要事項説明書について

現行サービスからの移行にあたって、利用者及びその家族へは、総合事業のサービスを記載した新たな重要事項説明書を交付して、総合事業に移行することを説明。説明を行った確認として、同意書を保管しておくことを推奨

(4) 契約書

既に契約しているものについては、新たに契約書を交わすことが適当だと思われる、覚書等により、当事者間で誤解が生じない方法で対応も可